

## 平成22年第1回(11月)伊豆市議会臨時会会議録目次

### 第1号(11月1日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○議事日程説明	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○報告第14号の上程、説明、質疑	3
○議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○日程の追加	40
○議長辞職の件	41
○日程の追加	42
○議長の選挙	42
○日程の追加	44
○副議長辞職の件	44
○日程の追加	45
○副議長の選挙	45
○常任委員会委員の選任について	47
○各常任委員会正副委員長互選結果の報告	47
○議会運営委員会委員及び議会報編集特別委員会委員の選任について	48
○議会運営委員会正副委員長及び議会報編集特別委員会正副委員長互選結果の報告	49
○一部事務組合議会議員の選挙	49
○閉会宣告	50
○署名議員	51

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（飯田宣夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成22年第1回伊豆市議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（飯田宣夫君） ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（飯田宣夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（飯田宣夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において指名いたします。

1番、鈴木初司議員、2番、梅原泰嗣議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（飯田宣夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田宣夫君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎報告第14号の上程、説明、質疑

○議長（飯田宣夫君） 日程第3、報告第14号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

報告第14号 専決処分の報告について提案理由を申し上げます。

今回報告するものは、交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について報告するものでございます。

本案件は、9月議会の会期中に発生したもので、職員による飲酒運転事故の発生も含めまして、まことにざんきにたえないところでございます。市長としては、9月22日にこの場をおかりして庁内LANで全職員に徹底し、その後、飲酒運転が発覚いたしましたことから、9月の月末に本庁及び各支所を回り直接職員に嚴重に注意を促すとともに、各課ごとの取り組み状況を報告させ、意識改革の徹底を図っているところでございます。

詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（飯田宣夫君） 本件の報告について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、報告第14号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案のほう3ページをごらんいただきたいと思います。

専決処分書でございますが、交通事故の和解及び損害賠償の額の決定についてというものでございます。

損害賠償の額につきましては、24万9,247円でございます。

和解及び損害賠償の相手方につきましては、伊豆市柏久保在住の男性の方ということでございます。

事故の発生日及び場所でございますが、先ほど市長のほうからもございましたように、9月11日、午後1時ごろということで、場所につきましては本庁駐車場ということでございます。場所につきましては、裏の4ページのところでございますが、公用車の駐車場の中ということで御承知おきいただきたいと思います。

事故の概要でございますが、公用車を公用車の駐車場に駐車をしようとしておりましたが、一般車両が既に駐車しておいたために空きスペースがなかったということで、方向転換する際、駐車場の駐車中の相手の車に接触をしたというものでございます。当日は、株式会社イハラサイエンスの研修会がございまして、相手方の方はこの研修会に参加をしていたということでございます。また、公用車につきましては、当日、修善寺の敬老感謝祭がございまして、職員がその公用車を運転して勤務をしていたところでございます。行事等が終わりまして、戻ってきたときに接触事故が発生したということでございます。

金額のほうも24万9,247円とちょっと高額になりますが、この中には代車として、通勤車両に使っていたものですから、代車代が6万7,000円ほど入っております。そのほか塗装等の経費がかかっているということで、合計いたしますと24万9,247円となったものでござい

ます。

補足説明につきましては以上でございます。

○議長（飯田宣夫君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、森議員。

○12番（森 良雄君） ここでやりますか。

○議長（飯田宣夫君） 結構です。

○12番（森 良雄君） 12番、森です。

2点ほどお伺いします。

毎度同じような事故で、今回の事故については一応予告されていたもので、突然知ったというわけじゃないんですが、事故対策なんですけれども、訓示等だけで本当にいいのかどうか、やはり再度、再発防止をするにはもう少し、私がいつも言っておるように、事故が起きたらすぐに、なぜ起きたのか、どうしたら再発が防げるのかということをややはり当事者も含めて、その部門全体でもって話し合うとかなんかが必要じゃないかと。民間の場合は、多分そうしていると思うんですよ。前回の場合、大手の会社のあり方なんかもお話がありましたけれども、多分その会社だってやはりもっともっと厳しい処置をしているはずなんです。対策がやはり今のままでは、口頭だけで注意しましたとか、後からみんなでもって考えているとかというんでは、なかなか同じような事故は再発が続くと思いますんで、その辺どうかと思うんです。まず、1点、考えていないかどうか、事故が起きたらすぐ当事者もそれからその所属部も含めて、なぜ起きたか、対策はどうしたら再発を防げるかというようなことをやるつもりがないかどうか伺いたい。それが1点。

それから、もう一つ、飲酒事故なんですけれども、新聞報道によると何か処分がもう決まったようなお話もあるんですけれども、処分内容及びこの事故を起こした方の行政処分はどんなのがあったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（飯田宣夫君） 森議員、最初の質疑はわかりますけれども、2番目の質疑は議案とは関係ありませんので。

○12番（森 良雄君） 関係ないの。

○議長（飯田宣夫君） 一応答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは9月の議会のときにも申し上げましたけれども、走行中にスピード違反をしたとか、危険箇所で接触したとかいうことではなくて、ここで報告申し上げております事故は、すべて駐車場内であるいは消防車の場合には狩野グラウンドでバックをして後ろに停車している車がいた。つまり想定している危険なところで事故が起こっているんじゃないくて、完全に油断しているところ、不注意による事故であると私は分析をしてお

ります。したがって、公用車の運転開始時あるいは運転を終わるところ、公用車を出すところ、それからしまうところでどのような注意を喚起するかということマニュアル化して、それを運転席の見えるところに掲示をするような対策をとりたいということを9月には申し上げ、それをこれから実行してまいりたいと思っております。原因は、すべからず車の出入庫の場合の不注意によるものと現時点では分析をしております。

○議長（飯田宣夫君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 事故はすべからず不注意で起こるのは、ほとんどの事故は不注意で起こるんだろうと思うんです。それをどうやって防いでいくか、当事者の運転の未熟もあるだろうし、それから車両の構造的な欠陥も当然あるはずですね。

ただ、この絵を見れば、昔の車だったらフェンダーミラーがついていて、多少前後の感覚とか両面の感覚なんかもとりにやすいんです。タクシーを見ればわかりますよね。やはりドライバーが運転しやすいように、事故を減らすためにミラーの位置さえ変えているわけですね。それから個人的には、例えば前のバンパーのところにポールを立てて位置確認がしやすいようにしておくとか、やはりただマニュアルでどうのこうのじゃないんです。その場その場で徹底的に、なぜ起こったのか、対策はどうしようかということを考えていかないと、また起きますよ。ぜひ、できればもっと考えると、対策のマニュアルの前に、事故が起きたら即安全会議を開いて、なぜ起きたか、対策はどうするんだというようなことを考えませんかということをもう一度聞きたい。

○議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申し上げました、これはマニュアルというものではございませんけれども、市役所職員に対する意識の徹底でございますので、これで安全運転を意識しましょうという、すみません、議長に許可なく持ち込んだものですが、安全運転を意識しましょう、一時バックの際は後方確認し云々、これを職員にまず各自に配付し、それから公用車に設置をし、それから公用車予約時に掲示をすると、この3つのステップで徹底をしております。このように既に措置をとっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（飯田宣夫君） そのほか質疑はありますか。

[発言する人なし]

○議長（飯田宣夫君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

#### ◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田宣夫君） 次に、日程第4、議案第82号 伊豆市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第82号 伊豆市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

この条例は、特別職給与条例の適用を受ける市長、副市長について、11月1日から1カ月間、規定する給料の額から100分の10を減じようとするものでございます。

このたびの職員による飲酒運転事故について、全体の管理をつかさどる市長、副市長の責任を明確にし、市民の皆様には謝罪を申し上げます。管理者である課長及び部長については、既に懲戒処分をしております。公務外ではございますけれども、事の悪質性にかんがみ市長、副市長の責任を問うものでございますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（飯田宣夫君） 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

20番、木村議員。

○20番（木村建一君） 木村です。

何点かお尋ねします。

今回の給与を減らしたいんだという提案の根拠が飲酒運転の責任を明確にするんだというところまではわかったんですけども、いわゆる直接的な減俸、今回の条例についてどうのこうのということじゃないんですけども、その背景というのも私はやっぱりしっかりつかまないと、本当にこれが正しいのかどうかという判断もできませんので、その背景についてお尋ねしたいと思います。そうしないと、これあくまで結果だと私は思いますので、それで1つは、今、市長がその根拠とした飲酒運転の責任だと言われましたけれども、その飲酒運転は、いわゆる酒気帯び、もう全項目このような状況になったのかどうか、いわゆる酒酔い運転なのか酒気帯び運転なのか、そこは区別なくこういうふうには、とにかく飲んだらこういう私たちという市長及び副市長なんだろうけれども、責任を取るという態度なのかということが1点目です。

2つ目は、当然処分するに当たって庁舎内の基準というのがあると思うんです。何でもかんでも全部だめとか云々じゃないと思いますので、基準は当然つくられていると思うんです。そうしたときに2つ目に出てくるのが、じゃ、人身事故、今回どうも新聞報道によると物損だったと飲んでいて。そうしますと人身事故を起こしても物損事故を起こしても同じような処分なのかどうかということは当然出てきます。

それから、3つ目は、一般的には全職員というのはまじめに働くというのが基本だと思うんですけども、中には仕事も余りしないという態度も当然何百人いる中にはいるかもしれません。当然その処分するに当たっては、勤務状況等々も加味しながら、これはどうだった

のかというところの配慮は当然あるのかなというふうに思いますので、その辺の判断をどのようにされたのか。

次に、上司に対する処分をしたということなんですけれども、上司というと、部長、課長、ここの担当の中でいくと、話を聞くと参事もいらっしゃる、管理職ですよ。その方々、当然こういう自分の部下の、いわゆる管理職の部下がこういう飲酒運転事故を起こしたということに対する当然反省とそれから自分の部下に対する教訓をちゃんと与えるという、それぞれの考え方とか意見というのはあったと思うんです。そういうことを加味しながら、中身はわかりませんが、そういうことをしながら処分したというふうに思いますので、その辺の経過についてお尋ねいたします。

どんなことがあっても、酒酔い運転というのは許されるべきではないというところを、これは最初に言えばよかった、前提です。飲んだから、ちょっとした飲んでいないからいいだろうと、処分を軽くしようとかということは私は正しくないと思うんですけれども、当然判断基準というのは、繰り返しますが、あると思いますので、その点の御説明を聞いた上で、これが正しかったのかどうかというところを判断したいと思いますので、お願いします。

○議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私は、処分の経緯について報告は受けておりますけれども、懲戒委員会に市長は入っておりませんので、2番目と3番目については総務部長から説明をさせます。

まず、1番目の背景ですが、申し上げましたように、飲酒運転は極めて悪質な行為で、言葉はきついかもしれませんが、殺人未遂に近い行為であろうというふうに私は認識をしているところでございます。それから、さらに今回、市長として責任を感じたのは、22日に私がここに座りまして、庁内LANで全職員に夕方4時から見なさいと、その時刻にいない者については後日確認をなさいと。当該職員は、26日に事故を起こすまでにそれを見ていないんです。これは、やはり明らかに組織の管理責任がある。公務外ではございますけれども、そういったことを徹底していなかったということで、上司である部長、課長を指導し、そして全体の管理者である市長、副市長が責任をとるということを決したわけでございます。

なお、部長と課長からは私のほうに反省文は出ておりますけれども、公務外ではございますけれども、やはりここは、それまでの間、市長の指導を徹底しなかったということで処分をしたところでございます。

あと、総務部長に説明をさせます。

○議長（飯田宣夫君） 総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、木村議員の御質問2番目、3番目、まず基準の部分と処分等についての考慮する点、これらについて御説明をさせていただきます。

まず、基準でございますけれども、人身、物損皆同じかということでございました。私ども、職員に対します処分の基準というものをことしの6月に既に職員のほうにも連絡をして

ございますが、その中の交通事故違反の部分、ここに飲酒運転がございます。事故があったにもかかわらず、ここでは免職ということで通知をしてございます。

ただ、その中で今回のケース、いろいろ判断をさせていただいたのは、まず点数、25点でまず分かれておりますが、交通違反が昨年改正になりまして点数が引き上げになっております。飲酒運転の酒気帯び、これが呼気で0.25というのが一つの基準になっておりまして、0.16から0.25までの部分が13点、それから0.25を超える部分、これはもう25点でございます。これが酒気帯びでございまして、飲酒運転になるとこの0.25以上でなおかつ運転がおぼつかない、真っすぐ歩けないとか、そういうような状況が飲酒運転という区分になっているようでございます。

今回のケースは、アルコール呼気等0.25以上の25点ということで、非常に重い反則の部分に入ったということがございます。職員等の勤務態度等は優秀というような判断をさせていただいておりますけれども、この今回のケースが交通安全運動の期間中であったというようなことも含めまして、今回の処分にさせていただいたというものでございます。

2番、3番あわせて御説明させていただきました。

○議長（飯田宣夫君） 再質疑。

木村議員。

○20番（木村建一君） いろいろ考慮して、勤務成績等も考慮したということですが、いわゆるもうやめろということですよ、結果は。新聞報道でも首だと。そうすると、今言われた量がどうのこうのという道交法の問題で、そういうふうに罰金とか点数というのは、当然今、部長が言われたように決まっているんですけれども、1点お尋ねしているのは、じゃ、そうすると、こういう酒酔い運転した場合については、内容いかんにかかわらず伊豆市の懲罰については首にするんだと、真ん中はないよという判断で、そういうふうにつくっているのかどうか。

というのは、ここがいいとか悪いじゃないです。たまたま、たまたまなっちゃったね、10月21日付で新聞を読んでいくと、あるやっぱり公務員の方が酒酔い運転で、このときは物損はなかったんですけれども、程度はいろいろあったし、この公務員は停職6カ月の懲戒処分を受けたということなんです。私は、別にこの人を擁護するという気持ちで言っているわけではありません。前提条件を軽くしろとか言っているわけじゃない。市の基準はそういうふうに、内容にかかわらず酒を飲んだら、とにかく即、即というか、当然懲罰するでしょうけれども、そういう基準なのかどうかお願いします。

その点をお尋ねした上でこの本題に入りますけれども、何らかの方が責任をとる等というのは当然あり得るかもしれませんが、私は、一つの考え方として責任をとって減俸した提案してきていると、今回は。そうすると、それによって根本的解決なのかなというようなことも、ある面では考えちゃうもので、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（飯田宣夫君） 答弁願います。



市長。

○市長（菊地 豊君） まず、1つ目でございますけれども、この懲戒基準を決めるときに相当いろいろなものを勉強させていただきました。一時期、飲酒運転大変厳しくなって、朝少し残っていても懲戒免職にするケースが国家公務員も地方職員も頻発をしまして、裁判で負けた例もございます。したがって、過去の裁判例等も勉強した上で妥当なところを決めさせていただき、そして職員に徹底したところがございますので、先ほど部長から説明ありましたように、基本原則としては0.25を超えるようないわゆる飲酒運転というものは懲戒免職だというようなことに決めてございますし、職員にも徹底をしてございます。

当然これで、これまでの交通事故及び飲酒運転はちらとは毛頭考えておりませんで、ただ今回は、先ほど部長からもありましたけれども、交通安全をやっている最中に、しかもこれだけ職員の公用車の事故が続き、市長がみずから運転技術について徹底を指導し、その中で相当のアルコールを飲んだ後、その日のうちに運転をするということでございました。

そこで、これは基準がどうかこうとかということではなくて、これはもう政治的に管理者である市長と副市長は、金額はともかくとしても減給というのは公務員にとって非常に重たい処分でございますので、まずはここでは身売りしたいと。それから、まさに再スタートですね、これをきっかけとして伊豆市職員の運転規律を含む服務規律について再スタートしたいということで、私自身も責任を職員に徹底するという意味で減給ということをお願いしているわけでございます。

○議長（飯田宣夫君） そのほか質疑ありますか。

6番、西島議員。

○6番（西島信也君） ただいま木村議員からも質疑があったわけですがけれども、それを聞いて、最初に、飲酒運転で懲戒免職の基準というのは、要綱とか規程とかそういうものをつくっておられるかと思うんですけれども、今の市長の御説明ですと、呼気1リットル中のアルコール度が0.25以上は懲戒免職というようなことを聞いたと思うんですけれども、たしかそう言ったと思うんですけれども、じゃ、0.15から0.25のいわゆる酒気帯び運転については、どういうふうになっているか。要するに、飲酒運転で事故を起こすあるいは人身事故あるいは物損事故を起こした場合には懲戒免職なのかということが考えられるわけですがけれども、ただ単に——ただ単にといいますかね、つかまって検挙されたという場合はどういうふうになっているのか、それをまず1点お伺いします。

○議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） 事故があったかなかったか、また呼気の量でございます。呼気の量につきましては、まず先ほど0.25と申し上げましたのは、25点以上の違反の場合が0.25ということで、0.15から0.25未満、これは13点ということで、いずれの場合も市のほうで決めました基準につきましては免職という形になっております。ただ、その中で勤務成績等で考

慮するという規定を設けてございます。

それから、事故があったかなかったかということ判断するかということなんでございますが、当然すべての処分を決める中では、それらも考慮して軽くする部分についてはそういったものがなければ、0.15から0.25でまた勤務態度がよければというようなことで、停職6カ月等、1段階軽いほうへの処分というのも当然考えられると思います。いろいろな状況から判断をさせていただくということでございます。

○議長（飯田宣夫君） 西島議員。

○6番（西島信也君） 今のことはわかりました。

それでは、2点目の質疑でございますけれども、市長、副市長が10分の1の1カ月の減給という、そういう条例の提案なわけですけれども、そして、先ほど部課長にも懲戒をしたということだったんですけれども、部課長への懲戒は、指導が徹底されなかったと、要するに庁内LANを見させるようにしなかったと、そういうことだという説明があったわけです。それで、それはわかったんですけれども、市長、副市長の減給も、要するに指導が徹底されなかったからそういう処分をみずから科するのということなんですけれども。というのは、まず、この飲酒運転は、休日中の職務外の行為なわけですね。休日の職務外の行為、こういう行為に対しても市長と副市長は責任を負うのかということです。責任を負うというんだったら、じゃ、飲酒運転だけなのか、あるいは例えばほかの職員がほかの地方公務員法33条の信用失墜行為をしたというときにも、ほかのときにもそういう公務外でそういうことをやるのかどうなのか、私は、公務外のことについてそんな幾つも幾つも市長が処分をみずから科していたら大変じゃないかなと思うわけです。

平成18年3月に、伊豆市の中の職員で競輪サイト事件というのがありましたですね。そのときには、市長、助役が100分の5、1カ月の減給処分があったわけですけれども、それは職務中にやったと、市の備品であるパソコンを使ってやっていると、そういうことでみずから100分の5の1カ月の減給ということになったと思うんですけれども、この場合には確かにそれは悪質かも、飲酒運転は悪質でとても理解が得られるあれじゃないわけですけれども、みずからこうやって科するというのは、職務外の行為でも科するのは飲酒運転に限るのか、それともそのほかのことについても考えているのかどうなのか、そこを2点目お伺いいたします。

○議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは先ほど申し上げましたとおり、一般職員の通常の懲戒基準に基づく処分ではございません。これは、特別職の人間が政治的な判断それから市民に対する責任のとり方ということで、個別に判断すべきものだと思いますので、ほかのケースはその都度判断をするべきであると思っております。今回は、先ほど申し上げました3つの理由により、明らかに管理職は責任をとるべきだということで判断をさせていただき、特別職である

市長と副市長がこのような形で責任をとらせていただきたい、それをもって市職員の服務規律の徹底の再スタートにしたいということでございます。

○議長（飯田宣夫君） 西島議員。

○6番（西島信也君） それでは、最後の質疑を行います。

そういう市長からの固い御決意ということでやるんだったら、それはいいですけども、この条例の内容ですけども、趣旨、第1条と第2条があるわけですけども、趣旨と市長等の給料の特例と、この2つの条文があるわけですけども、これを見ただけじゃ、何で市長、副市長が減給するのかと、そういう文言が何も書いていないんですよね。ですから、この第1条の趣旨というのは趣旨になっていないと思うんですけども、これはどういうわけで、例えば要するに職員が飲酒運転をしたから両者が責任をとってとか、そういうのを何で入れないのか。これも平成18年ごろでしたか、伊豆市の市議会議員が給料減額というのを1年間やったわけですけども、そのときには今般の経済の情勢にかんがみというのが第1条に載っていたわけですよ。何でこの趣旨にそういうことが載っていないのか、これじゃ全然意味がわからないと思うんですけども、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 条例のほうはアウトプット、要するにこのようなことをやるということでございますので、趣旨は、まさに今市民の代表である議会の皆さんに御説明申し上げているわけでございます。私は、その趣旨のほうはこれをもって十分ではないかと考えております。

○議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

1番、鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） お伺いをさせていただきます。

私も、実は飲酒運転、これはだれの責任においても運転をするからには大変まずいと、そのようには当然考えるのは当たり前だと思ってございます。その中で、先ほどからこれが、今回の議案第82号の当たるか当たらないかということも判断をしなければならぬわけでございますけれども、今回、伊豆市で使われている要綱ですか、何が要綱かどこで、条例ではないからその下の事柄だと思うんですけども、その上位法に、私も相当調べたんです。地方公務員法の第28条勤務実績がよくない場合とか、あと刑事事件になった場合については、退職、免職、その他のところが置かれてあるわけでございますけれども、上位法に照らし合わせた場合に、地公法の何条に規定してこの職員が懲戒免職というのは、やはり職員にも身分があるもんですから、やったことは確かに悪いということは百も承知でございます。その中で聞いております。

それと、あとその地方公務員法のどこに該当し、なおかつこれには伊豆市と伊豆の国市の中でやられている公平委員会というのがございまして、本人に言わせれば、その中で判断を

仰ぐこともできるというのは当然だと思うんですけども、まずその1点、上位法の何に入って、なおかつ今判断をされた法律——法律じゃないですね、要綱、何の要綱に該当するのか、我々資料がないものですから、その辺の説明を求めます。

○議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） これ、その前に、この法律の場合、また条例で定めるという規定がございます。第29条の懲戒処分、たしか第29条だったと思うんですが、懲戒処分という規定がございます、これらについても法律で定めるほか条例で定めるという形になっております。懲戒等の基準というものは、また別にこれは規則、要綱等に振るという形で作っております。ですから、地方自治法そのものが飲酒運転とかそういったものを規定しているというものではございません。国等の人事院規則、そういったものの中で国の基準がございますので、それらを照らし合わせて、私どもも市のほうの基準というものをつくってきているということがございます。

○議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 私が聞いているのは、要綱とか今、2回でも構わないですが、要綱とか答えていないんで、要綱とか何に照らし合わせてつくっているかということなんです。それで、先ほど聞いているのは、地方公務員法の第28条のどの欄に照らし合わせて、なければいけないですよ、回答は。刑事告発を受けるのか受けないのか、その辺はちゃんとしっかり答弁をお願いしたいんですけども、議長、お願いします。

○議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

副市長。

○副市長（佐藤典生君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

地方公務員法の第28条にも確かに降任とか免職、休職等の規定がございます。それとは別に、第29条に懲戒の場合の規定がございます。その中の一つに、地方公共団体の規則もしくは規定に違反した場合には懲戒できるという項目がございますので、基本的にはそちらを準用して処分をしております。

それで、伊豆市の場合、何に基づいてというお話になりますと、伊豆市の訓令がございます。その訓令の中に伊豆市職員の懲戒処分に係る基準ということで基準を設けております。そちらに基づいて、今回の場合は懲戒免職という処分をいたしました。

以上です。

○議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 先ほど市長が、若干僕気になったんですけども、いろいろな判例、その他もろもろをかんがみてというところの発言をされまして、私は、これが決して責任のとり方というのは順当ではないなど、あくまでも職務上で、私もない、すべてそういうことをやり出したら切りがないというふうには考えます。これは、ほとんど個々の責任の中でや

られたものを全部が上司がやるということ、それに準用させるということになると、相当何にでも準用できちゃうなというのがあるんですが、あくまでもやはり上位法というところをかんがみたくてしょうけれども、その辺を十分配慮したということなんですけれども、どの辺の配慮を、いろいろ調べたという先ほどの答弁でありましたけれども、その辺をよくお教え願いたいと思います。

○議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 御質問の趣旨がよくわからなかったんですが、それはここに今提案させていただいている私どもの減給に関する事なのか、職員の懲戒処分のことなのか、どちらに対する御質問でしょうか。

○議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） それは、懲戒免職するに当たった今の要綱じゃなくて事柄、事項例をつくったということをいろいろなところから持ってきて調べたよと、ですから、それによって処分もしたと、そのことについて教えてください。

○議長（飯田宣夫君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 当初から提案させていただいている我々の減給と飲酒運転の懲戒処分の職員の懲戒処分は違うわけですね。今回申し上げているのは、我々は何か基準があってそれに基づいてやっているわけじゃなくて、政治的な責任です。職員のほうは、地方公務員法に基づき、そして条例規定がございますので、その条例規定、人事院公務員規則等々を判断する中で、過去の飲酒運転の事例なども勉強した上で、伊豆市の要綱を決めたということでございますので、法的に言えば伊豆市の訓令……、要綱だけ。

〔「訓令です」と言う人あり〕

○市長（菊地 豊君） 訓令ですね。それに基づいて処分をしたというのが法的な解釈でございます。

○議長（飯田宣夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田宣夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田宣夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

反対討論ですか。

〔「反対討論です」と言う人あり〕

○議長（飯田宣夫君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（飯田宣夫君） それでは、1番、鈴木議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

○1番（鈴木初司君） 1番、鈴木初司です。

議案第82号 伊豆市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

伊豆市特別職の職員の給与に関する条例、第3条、市長等の給料額内訳は市長78万円であり、副市長66万円を1カ月1割を減額すると市長7万8,000円、副市長6万6,000円に対する特例に関する条例の制定であります。市長、副市長、当事者が地方自治法のうち地方公務員法第28条、第29条1項、勤務実績がよくない場合、また2の2項、刑事事件に関し起訴された場合など一切該当しないこと、また副市長に至っては、県職員を退職し一生懸命職務遂行しているにもかかわらず、職歴にみずから大きな汚点を残すことになる。

また、私が問題を指摘し、伊豆市に損害が発生したグループホームの不正請求事件であります。これは、このときの市長の責任のとり方は、二度とこのようなことが起きないように職務に教育等を行っている。また法的手段も視野に入れ、市長自身も議場で謝罪され、これが責任のとり方。ただし、私は、実はこの件は市民の皆様に損害を与えた、職務上地方公務員法第28条、勤務成績がよくない場合に極めて該当すると思われま。ここのときに一切個人的な処分がなされていない、こういう事例もつい最近あったわけでございます。

私は、このような点も十分考慮し勉強し、今回の事件は、職員、部下が行った行為についての責任のとり方については、このような身の処し方はだれもが望んでいることではないと、職務上でもありません。これよりも第一に、前から市長が言われている、ともかくこのようなことはなくすという姿勢を出すのが責任のとり方というのを何回も聞いております。

よって、交通事故それにかかわる違反等がなくなるよう、また伊豆市職員が市民の皆様に愛されるような、さらなるコンプライアンスの充実に尽力するよう市長、副市長に強く望み、このような責任の処し方には反対で、まず初めの取り組み方が違うのではないかと思われま。す。

よって、私は、議案第82号 伊豆市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定については、議員の皆さんにおかれましても、退職してきた副市長の職歴にマイナスなることなく反対し、賛同していただきたく否決されることを切にお願いし、反対の討論といたします。

○議長（飯田宣夫君） 以上で討論を終了いたします。

これより議案第82号について採決をいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田宣夫君） 日程第5、議案第83号 財産の減額貸付についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第83号 財産の減額貸付について提案理由を申し上げます。

今回の貸し付けは、旧天城湯ヶ島支所の建物、駐車場について、企業誘致による有効活用を図るため貸し付けるもので、価格を減額して貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、議案第83号につきまして補足説明をさせていただきます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

ただいま市長のほうからもございましたように、旧天城湯ヶ島庁舎、支所でございますが、こちらのほうの有効活用を図るというようなことから、企業誘致の立場で貸付額を減額して貸し付けを行うという趣旨でございます。

貸し付ける財産でございますが、財産の表示の欄でございます。主要建物、これにつきましては鉄筋コンクリートづくり2階建て、延べ床面積は1,823.86平米並びに附属建物といたしまして倉庫と車庫、それぞれ倉庫のほうが鉄骨で207平米、車庫のほうが同じく鉄骨で120平米、こういうものでございます。敷地につきましては、土地の欄にございますように、市山550番ほか3筆ということになっておりまして、面積のほう、駐車場を含めまして3,140平米ということでございます。

9ページのところに参考資料といたしまして位置図、庁舎の配置図と対象となる土地を明示してございます。貸付額でございますが、月額20万円、年額にしますと240万円ということございまして、貸付期から営業開始までは無償とするというものでございます。貸付期間につきましては、平成22年12月1日から10年間で32年11月30日までというものでございま

す。契約の相手方につきましては、ここにございますように株式会社グランバー、所在につきましては、千葉県松戸市下矢切141-1ということでございます。

減額としての貸し付けというようなことでございますので、適正な対価との比較ということになりますが、建物の金額となりますと、用途によっても異なると思いますが、市での貸付基準というようなことで、評価額の3%というものをめどに金額を算定してございます。建物のほうが427万2,900円、土地につきましては274万1,200円、合計で701万4,100円というようなこと、月額にしますと58万4,500円というようなことで市のほうでは評価をいたしております。この額に対しまして企業誘致の観点から減額をして貸し付けるというもので、今回議案として上程をさせていただいたものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（飯田宣夫君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

西島議員。

○6番（西島信也君） 6番、西島信也です。質疑を行います。

この議案第83号 財産の減額貸付についてという議案ですけれども、この議案をもらったのが1週間ぐらい前ですよ。それで、結局今ここに概要説明書なんていうのがありますけれども、全くこれでは、まず議員が審査をするという期間じゃないと思うんですよ。もっと早くもっと議員に、皆さんにわかるように説明するとかなんかやるとか、そういうことをしていただきたいと思います。

それで、まず最初に、今、総務部長から説明があったわけですがけれども、財産の減額貸付ということですがけれども、評価額の3%というように今聞いたんですけれども、減額貸付をするから要するにこうやって議案にして出てくるわけですがけれども、これはどういうふうに何をどれだけ減額するのか、幾ら減額するのかということをもっとお伺いしたいと思ます。何点か言いますから、書いてください。

それから、貸し付けを20万円については、今そういうことであれなんですけれども、貸付期間ということで、その前に営業開始日までは無償とするということですがけれども、この営業開始日というのは大体いつごろになる予定なのか。それから、何で営業開始日までを無料にしなければならないのかということです。この理由を御説明いただきたいと思ます。

それから、その次、この土地建物があるわけですがけれども、土地が約三千数百平方メートル、建物が約二千近いですかね、あるわけですがけれども、この土地建物をこの会社が来るといことなんですけれども、どういう目的で使用するのか。何をするのか。ここで何かお菓子をつくと書いてありますけれども、ここで本当に菓子をつくる工場をつくってやるのか、あの事務所を工場にするのかということです。それはどういうことなのかということをお伺いしたいと思ます。



その次、それから、貸付料の算定方式につきましては、今3%ということであったわけですが、この3%が適正かどうかということも一つ問題というか、あると思うんですけども、これを今ぱらぱらと見ましたら、公募をしたと書いてあるわけですが、公募者は何人いたのか、それからこれ入札等は実施したのかということです。地方自治法施行令によりますと、貸し付けについては30万円以上は入札をなさないと書いてあるわけですが、10年間だと2,400万円になるわけですね。2,400万円近くなると思うんですけども、どういうことか入札はしたのかしないのか、お伺いをいたします。今言ったことにつきましてお伺いします。

以上です。

○議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、1つ目ですが、先ほど3%と評価すれば700万円程度ということを経済部長から申し上げました。本来であれば幾らだから200万円は幾ら安いということになるんだろうと思うんですが、これははっきり出すことはできません。というのは、土地は270万円というのはおおむねそういうことなんだろうと思いますが、上物は支所として、議場等も含めて支所という機能で今箱が建っているわけです。その残っている箱の残存価格を算定すれば四百数十万円ということなんですが、それが工場とか事務所にはもともと合わないわけですね。したがって、そこは通常は減額されるもしくは無償で貸しているというのが他市の例のようでございますけれども、そこで評価ができません。不動産鑑定士にお願いすれば数字は出るのかもしれませんが、それが工場としてどういう改修が必要なのか、どの程度の設備投資が必要なのかということを考えますと、明らかに700万円程度よりはかなり低い金額であるということで、議会にお諮りをしているわけでございます。

それから、2つ目は、したがって、これは企業誘致であえてこちらに来ていただくわけでございますので、利益を上げられるようになるまでは無償でお貸をしたい。つまり準備期間でございますので、準備期間については無償で提供をさせていただきたいということでございます。

なお、当該企業のほうは、工場それから下田街道に面しておりますので、産業観光といたしますか、お菓子工場見学といたしますか、そのような見学ルートそれから一部店舗も考えているようでございます。

それから、入札しなかったかということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、幾ら以上で借りてくださいというタイプの入札には合わないと判断したことによって、プロポーザルの方式の公募をしたわけでございます。プロポーザル方式の公募をしたということと減額について議会にお諮りしているということで、私は手続としては順当なのではないかと市長として判断しているところでございます。

〔「応募者というのは」と言う人あり〕

○市長（菊地 豊君） 応募者は失礼しました。応募者は当該企業の1件でございます。

○議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

〔「いつ営業開始するのか」と言う人あり〕

○議長（飯田宣夫君） 営業開始期間。

市長。

○市長（菊地 豊君） 来年の6月が予定だそうでございます。

○議長（飯田宣夫君） 西島議員。

○6番（西島信也君） 今お答えいただいたわけですがけれども、入札等は実施していないということなんですけれども、これはやはり公募するといっても、みんな伊豆市のサイトといいますか、それを年がら年じゅうみんな全国で見ているわけじゃないですから、なかなかやっぱりみんな知らなかったと思うんですよ、ここへこんな貸し出しをするよなんていうことは、議員の我々だって知らなかったわけですから、2週間前に知ったわけですから。それで公募しているといっても、なかなかこれは公平という観点からどうかなという気がするわけですがけれども、それはそれとしまして、次に、ここへ書いていなくて、お菓子をつくる工場を、それとあとは店舗とかなんかと言っています、そういう発言ですがけれども、食品製造ということになりますと、蒸気、ガスあるいは大量の水を使うということになると思うんですけれども、天城支所のあの建物の中であのままつくれるのかということ、ほとんどあのままではつくれないと思うんですよ。当然相当大規模な改造をしなければならないと思うんです。それで、どの程度の改造までいいかというようなことを考えていらっしゃるのか。例えば窓はふさぐとかどうするとか、あるいは柱を取りかえるとか、そういうようなこと、そういうのをどのような改造を容認するおつもりなのか。それと、これは10年間という未来永劫というわけではありませんから、くれちまうわけじゃないから返還すると、10年間ということですから、返還時にはどういうふうにして返すのか。原状どおり今の支所のようにして返すのか、あるいは改造しちゃうとそういうことができるのかどうかも含めてお伺いしたいと思います。

○議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、1つ目ですが、基本的にはこれは企業誘致なんです。企業誘致を入札でやるということはほとんどないことであって、特に伊豆市の場合には、これは公有地、公有施設でございますので、そこに大体相対であるところに目星をつけて、あるいは紹介をされてお願いをして来ていただくというのが普通なんです。既にこの当該企業の工場がある釜石市ですか、6,000万円程度の補助を助成して誘致しているようでございますので……

〔発言する人あり〕

○市長（菊地 豊君） 現在、このやり方が不適切だとは到底考えておりません。

なお、どの程度の改修が必要か、あるいはその10年後どうするのかというのは、議会でき

よう承認いただいた後、当該企業と具体的な協定に入るわけでございますけれども、市長としては、企業になるべく自由にお使いをいただきたいと思っております。既に下見をされておりますので、保健センターの部分まで全部ということではございませんが、玄関から右側の部分、旧支所部分、観光経済部がいたところについては、可能な限り自由にお使いいただくことを考えております。元の原状に復して返していただいても、あそこは二度と議場になるわけではございませんので、その後、使用後は、その段階で当該企業と御相談すべき性格のものではないかと考えております。

○議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○6番（西島信也君） 前段と今の市長の答弁、前段のことは、私は今再質疑で聞いていませんから、食品製造のために事務室を改造して工場にするということで、そのことを聞いているわけですから、ちゃんと聞いたことについてお答え願いたいと思うんですけれども、今、市長は議場がどうのこうの言いましたけれども、議場にするのではなくても、事務室として使用することがあるかもしれないわけですよ。だから、要するに事務のための建物を改造して工場にするわけなんですよ。そうすると、結局私が危惧しているのは、もうあの建物あるいは外をもうやにやににしてしまって、工場で本当がたがたにしてしまって、10年後には、はい、これで返しますよといっても、それでいいのかどうなのかということですよ。自由にお使いくださいといっても、それじゃ、自由にお使いくださいでは、それこそ本当に自由になってしまいますよね。ですから、だから、そこら辺の私は危惧があると思うんですけれども、使っているうちはいいですよ。返すときの後のことを、ずっとお使いいただいて、未来永劫100年でも使ってくださいというんだったらいいですけども、では、ほとんど事務、あそこの資産、湯ヶ島支所の建物の価値は早い話がゼロになっちゃいますよね。そうしたら取り壊しするだけの費用がかかるだけという、そういうふうなことになってしまうんですけども、そこら辺もやっぱり企業誘致するには、これぐらいの市民も負担して財産がなくなってもいいんだよというお考えなのかどうなのかお伺いいたします。

○議長（飯田宣夫君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 西島議員のお話を伺っていると、どうしたら企業誘致が失敗するかというのを物の見事にわかる気がするんですけども、私たちが行政がやるべきことは、10年後にどういう状態で返ってくるかではなくて、入っていただく企業がどうやって拡大発展するかということと一緒に力を合わせて努力することです。当初は20人ぐらいでスタートすると聞いておりますけれども、なるべく早くそれが30人になり50人になり、できれば隣の施設も貸してほしい、ほかに土地がないのかというようなことに、雇用がふえ、職場がふえることに一緒に力を合わせるのが企業誘致であって、最初からぼろぼろになって返すときはどうするんだということをやったら、企業誘致なんか最初から話ができないわけです。それは協定はもちろんこれから、きょう議会で御承認いただければ協定はし

っかり締結いたしますけれども、そこをしかるべき先方さんも売り上げ20億円に達する立派な企業の経営者でございますし、私どもも責任を持って紳士協定にすべきところは紳士協定で、あるいは協定に書くべきところは協定でしっかりこれからやってまいりたいと思っておりますが、原則は力を合わせて拡大するように努力をしていくということに尽きようかと思っております。

○議長（飯田宣夫君） ほかに質疑はございませんか。

森議員。

○12番（森 良雄君） 12番、森です。

いろいろお話を聞いておりますと、市長さん、市長さんのやっていることは、どうも行き当たりばったり思いつきだと私はそう感じるんですよ。本当に企業誘致したいんだったら、あそこのところをなぜ企業誘致したいんだと公表しなかったんですか、したんですか。まず1点聞きたい。

公募したと、どういうふういつごろ公募したのか。西島議員も言っていましたけれども、私も知らなかった。議員でさえ知らないということは、市民もほとんど知らないでしょうね。どういふことをまず公募したのか。

それから、相手の企業、立派な会社だというお話なんですけれども、少なくともこの3ページの書類では、相手の会社がどういふ会社なのかさっぱりわからないですね。資本金どのくらいあるのかとか、従業員は何人くらい抱えているのか、現在、工場はどのくらいあるのか、そういうのをもう一度説明してください。

それから、私いつも思うんですけども、市長さん、私は市内のいろいろな施設をあちこち動くんですけども、あそこも私の重要な休憩地なんです。あそこにあるトイレも一般市民は使えなくなっちゃうのかどうなのか、それもお聞きしたいです。

それから、企業誘致のあり方なんですけれども、やはりある程度決めておいたほうがいいんじゃないですか。例えばやり方、企業誘致したいんだと、伊豆市を出ていこうとしている会社を今抱えているわけですよ。そういうことを引きとめるのに、伊豆市が土地を買って、その3%でもって貸しますよといったら、恐らく乗ってくるでしょうね。そういうこれからの条件で企業誘致するのかなのか。先ほど思いつき、行き当たりばったりと言ったのは、そういうところにもあるんですよ。やはりきちっと決めて、これからの条件であれで伊豆市は条件をつけて企業誘致するんだと、僕はそういうんだたらどんどんやるべきだと思うんですよ。このやり方は間違いじゃないんです。これからの企業誘致というのは、相手を決めてピンポイントで誘致しないと来ないわけです。そのやり方はいい。しかし、その前提として、やはり透明で公正な、隠し事のないようにやってくれないと。ここだけだと、優遇するのがこれだけだというんでいけないんですよ。やっぱりこういう条件でこれからの条件で誘致したいんだという条件をつけるのかなのか。ですから、そういうことになると、やはり評価額だつてきちっとやっていかないと、今回は700万円だけれども、次

の企業になったら1,000万円だったと、それで3%にしたとか、その都度その都度変わってきたんでは公平性がないんじゃないかなと、公表をどういうふうにしたかというのを聞きたい。

以上です。

○議長（飯田宣夫君） 森議員、最初の質疑の相手方の会社の概要は、お手元に資料ありませんか、これが。これかなり詳しく相手方の企業の概要が出ていると思うんですが、お手元にありますね。

○12番（森 良雄君） わかった。

○議長（飯田宣夫君） その件を除いて答弁をお願いします。

○12番（森 良雄君） これにしたって、きょうにならなきゃわからないということはやっぱり問題ですよ。

○議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 公募をしなかったということのようですけれども、できましたら市のホームページあるいはこのように議案提出する場合の会社概要等をインターネットで十分に確認いただけますので、議員も公人ですから、できましたら私ども目が届かないところもございまして、一生懸命インターネットを使っていただいて、ブログ以外にもぜひ御協力をいただきたいと思っております。

透明性と公平性につきましては、議員が御指摘のような、御主張のようなやり方では私はいまうまくいかないと思っております。この場所は工業用地にする、この場所は商業用地にする、幾らでやる、だから入札します。社会主義的な考え方ですよ。もう今の日本はどのような産業がどこで起こってくるか、どのタイミングでどんな企業がどういうことに関心があるか、物すごく流動的なわけです。したがって、私は9月に申しあげましたとおりに、民間企業だったらもっともっと迅速にできるんですけども、伊豆市の場合にはグレーゾーンのところを多少判断もしなければいけないし、訴訟リスクを抱えているわけですから、その都度議会にお諮りをしますということを申しあげ、そして今回議会にお諮りしているわけです。この手続が悪いのであれば、もう市による、こういう地方自治体による企業誘致なんかできない。したがって、私は、その都度その都度いいお話があれば、ちゃんと議会にお諮りをして、そして企業の事業展開スピードに追いついていけるような速度で、これからも市有地、市有施設、それからもし市が仲介できるような物件があれば、民有地、民有施設も含めて企業誘致のほうを実行してまいりたいと思っております。これ以上にプロポーザル方式の公募をし、議会にお諮りし、これ以上の透明性を担保せよということは、逆に私は企業誘致の活力をそぐのではないかとこのように判断しているわけでございます。

○議長（飯田宣夫君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 市長さん、もうちょっと考えて説明してくださいよ。私は、ここの

会社がいいの悪いのなんて言っていないんだよ。どのぐらいの規模があるか聞きたいんだよ。例えば、この会社は、どうも見ると岩手県にも工場があるようだね。この工場を岩手県に残したまま、こっちに来るんですか。まず、それ1点聞きたい。

それと、市長さん、あなた1週間に1遍記者会見やっているんでしょう。ホームページへ企業を公募すると載せたんだったら、何で記者会見で発表しないんですか。ホームページをのぞきなさいと、ホームページをのぞくのなんてのは大変なんですよ。どこに何が載っているかなんていうのはわからないんだ。全部見ているなんて暇ないですよ。それでもあなたのぞきなさいと言うんですか。なぜ記者会見で発表しなかったのか。はっきり言わせてもらって、この会社説明書をきょうもらったんですから、なぜ1週間前に見せないんですか。私は、いいの悪いの言っているんじゃないんだ。手続がおかしいんじゃないかと言っているんです。その辺をお聞きしたい。

○議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 2つ目は、総務部長に説明をさせます。

1つ目の当該企業は、今、非常にフル稼働で、ここ数年で相当の売り上げ増が続いているようでございまして、現在、釜石市にある工場も毎日2時、3時まで営業、稼働しているようでございます。したがって、なるべく早く新しい工場を展開したいということで、生まれ故郷であるこちらを選んでいただいたということでございますので、向こうを引き上げてこちらに置くということではございません。したがって、こちらでもさらなる事業の発展拡大を期待しているところでございます。

2つ目は、そもそも公募をどのように行ったかについてでございますので、これは総務部長から説明……観光経済部長です。

○議長（飯田宣夫君） 観光経済部長。

○観光経済部長（鈴木誠之助君） 時期的には9月の末から始めました。ホームページのみを公募したわけでございます。その間、1カ月ごとに期間を区切って、応募があり次第協議というような形で1カ月ごとというふうな計画でございましたが、10月8日に1回目を締め切りしたところ、1件の申し込みがあって、すぐさまプロポーザルを行ったといったような状況でございます。

○議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

○12番（森 良雄君） 今後もこういう条件でもってやる気があるのかどうなのか。

○議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは、少し先ほど9月の記者会見で言わなかったのかということもございましたけれども、政治的な判断がございました。というのは、そのとき観光経済部は一般的な企業誘致の要綱をつくらうとしていたわけでございます。これから中伊豆荘の跡地

ですとか、ふじみ荘の跡地あるいはその他の市有施設等々のことがございますので、それを観光経済部は準備をしております、まだ決まっていなかったところで、9月の記者会見では私はここを載せなかったわけでございます。

ただ、市長として、あの湯ヶ島地区、これは民有地ですけれども、いのしし村それから天城温泉会館、それから天城支所、ここが非常に私は心配なところでございます。かつて天城湯ヶ島町の一番中心地だったところが、どんどん大きなものがなくなっていく。そこである程度、天城支所の、天城温泉会館のほうは既に指定管理の期間は12月まで延ばしておりますので、天城支所については先行的にまず公募をして、どの程度の反応があるのかないのか、あるとすればどのようなものがあるのか、そこから協議できるのか、ないとすればどのようなことを対策でとらなければいけないのかということで、先行的に支所は公募しなさいということで、1つ外して先行的にやったわけでございます。

来年4月以降は、しっかりした一般的な企業誘致の要綱をつくりまして、広く公募をしていきたいと考えております。

○議長（飯田宣夫君） 再質疑、もう一回ありますよ。

森議員。

○12番（森 良雄君） もう一つ質問させてください。

建物及びこの土地については、全部伊豆市の所有物かどうかお伺いしたい。

○議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（鈴木誠之助君） 伊豆市の所有でございます。

○議長（飯田宣夫君） ほかに質疑はございませんか。

1番、鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 3点だけお伺いいたします。

まず、1点でございます。これは建設のことに関係あることでございますけれども、伊豆市の土地利用計画に該当するのか。

2つ目で伺います。これは、契約行為のことについて若干内容を教えていただきたい。先ほど10年後になったら、そのときになったら内容についてはどうのこうのという市長の答弁でしたけれども、契約当時に中の設備投資にかかわるものについて伊豆市は援助するのかしないのか、これは市からの税金になりますので、それで原状のまま中については造作をして向こうがやるのか、2点目です。

それで3点目は、10年目に話し合うということではなくて、普通であれば原状に復して返すというのが通例でございますけれども、その辺の内容について契約上はどのようにするのか、この3点お答え願います。

○議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

初めに、土地利用については観光経済部長。

○観光経済部長（鈴木誠之助君） 第1点目の土地利用計画につきましては、建物の中身が変わりますので、これらは地元で御説明して、こういうような形で工事をやりたいということの説明会を行うように指導しております。

それから、10年後の計画の中身でございますが、天城支所、御存じのとおり、柱しかない、事務所に使っていたものですから、中身をどうするという造作というのは余りかからない。ただ、ここを工場にするために機械を入れたり、間仕切りをしたりという保健所の許可が多分必要になるかと思えます。そういうことも向こうのほうの建築の担当者もおられるようでございますので、それらは検討していきたいと思えます。

また、10年後でございますが、10年たったらすべて返してくださいというわけではございませんで、10年後に一度協議をしたいというふうな形になっております。それから、内容についてどこまで元に戻すかという協議も、今後していきたいというふうに考えています。

内部改修の補助でございますが、今のところ、該当していないようなことで、また静岡県が持っております企業誘致の融資事業もございますが、賃貸借という形で該当はありません。以上です。

○議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） では、今、土地利用のほうはしなくて説明会をやるということで、私は誘致には賛成のほうですから、大いにやっていただきたいんですけども、地域との例えば時間が2時、3時までやって車が往来が多かったり、深夜うるさくて周りの方に御迷惑がかかるとか、いろいろもろもろ誘致をした場合、私もT O S E I が来たときに大変苦勞を10年間いたしましたものですから、その辺は十分、後に地域の方と問題がないように考慮してやっていただきたいというお願いと、先ほどお金のほうは出てこない、該当しないと、融資は伊豆市は出ないという答弁でしたので承知しました。よろしく願います。

○議長（飯田宣夫君） 木村議員。

○20番（木村建一君） 木村です。

公募した理由とその経過について最初にお尋ね——結果的に、今、議案となっていることで聞くんですから、直接的には議案提案の中身と関係ないです。そのまたその前の議題と同じように、ここに行き着くまで経過をしっかりと押さえないと判断できないものでお尋ねしたいと思います。そういう意味で、公募した理由についてお尋ねします。

私は、今、市長が前々から言われているように、企業に来てもらいたいというところ、その条件として市長はこういうこう条件だったらいいじゃないかということで、総じて市民に不利益にならない限りに、私は、基本的には市とその相手方、市が求めることと企業が求めることの利害関係というのが一致すれば、私は、公募しなくてもいい場合もあるというふうに思っているんです。すべてがすべて何でも公募すればいいというものではないと私は思っているんです。

それで、そういう前提の上に立って、2つ目に、具体的な1点目、公募に値する募集をし



たのかどうかということがちょっとひっかかっちゃうんです。なぜかという、今いろいろ聞いていますと、ホームページ上での公募のみということなんですね。そうすると、ホームページを見なかった企業はどうするのと、こうなるわけです、当然のこととして、それが1つ目。じゃ、ホームページ上で公募しますよ、ホームページを見てくださいよというお知らせは何かやったのかどうかということです。

それから、2つ目には、今、部長がお話しになった中でわからなかったのは、1カ月ごとにどうのこうのという話ししたんで、もう少し説明願いたいんですけども、質問の3回目ということで条件がありますから、少し具体的にお尋ねしますけれども、前も担当部のほうから伊豆市の今回提案されている湯ヶ島支所の施設利用者募集要領というのをいただきました。たまたま私はインターネットに載っているなと思って見ていったら、次に見ようかなと思ったら消えちゃったもんで、なくなっちゃったもんで、勝手に消したというんじゃないで、その必要性がなくなったから消したと私は判断したんですけども、それを見ますと、応募の受け付け期間が平成22年9月27日の月曜日から10月8日までと、土、日、祝日は受け付けませんと言っているんだから、実質計算すると8日間くらいしかないわけですよ。8日間で本当にその公募に値するような期間だったのかどうかということをお尋ねしたいんです。

それから、3点目、確認したいんですけども、今やりとりを聞いた中で、例えば施設の修繕等々についてというのは市長が協定をすると、確かに最終的に協定を結ぶでしょうけれども、その前段として、こういう条件で契約上の主な特記事項の中に施設の修繕等についてはこうこうこういうことでやりたいですよという募集をかけるときに書いているわけじゃないですか。それに基づいて、当然協定をより具体的にすると思うんですけども、その修繕については、じゃ、だれが費用を出すのか等々については、この要領に基づいてやるということによろしいですね。別に改めて協定を結ぶとなると、この募集要領とは一体全体何だと、企業からすれば、何でこれとは全く関係ないところで協定を結ぶのかとなりますから、その辺についての御説明を願いたいと思います。

○議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 天城支所については、私はもっと早く公募を開始したかったわけです。まだ観光経済部がいるときから、もう議会はこちらに動いて、そして東部保健所の土地等を購入した時点で、今の支所の部分があくことはわかっていたわけですから、その時点で企業誘致とか公募を開始したかったのですが、いろいろな事情があって9月までになりました。その間に、幾つかのところから打診等々も、あるいはどうなっているのかというような関心がありそうな話もあったものですから、これしっかりなるべく早く一般的な要綱をつくる前に公募をかけて、意外にやはり伊豆半島あるいは伊豆市のホームページでいろいろな方から見ていただいているものですから、公募をなるべく早くやりなさいということでございます。

企業誘致は、本来、我々が使っていただきたい施設と進出意欲のある企業の相対で問題は

ないのですが、御承知のとおり、これ伊豆市のほうには訴訟リスクがございますので、9月に高等裁判所で終わりましたけれども、5年の歳月をかけて伊豆市が正当であったということだけのために何百万円、何千万円の行政コストを使っているわけです。そういったことを起こさないためにも、入札か公募かどちらかの形はやはりしっかりとらなければいけないものですから、幾つか個別に打診がある中で審査しても構わないのですが、やはり公募をする、しっかりホームページに載せて、関心のある方には公の場で見ただく体制が必要だということで、9月27日にこのようなことをやったわけでございます。当初の期間は短く設定いたしましたけれども、なければ1カ月ごとに延期をして、その1カ月ごとに審査をしていく、つまり関心があって届け出ていただいた順に審査をして、これならというものがあればその時点で使っていただくというようなやり方をとっていたものですから、最初の期間は短くなりました。

ほかにありましたか。

〔「費用の問題」と言う人あり〕

○市長（菊地 豊君） 基本的な応募要領を出しておりますので、それ以外に市が、先方が決まったから、新たに市が費用を負担するとか、そういうことは原則的にはいたしません。

ただ、やはり観光のお客様にも立ち寄っていただきたい施設ですから、周辺で市の所有として残るところについて修景等が将来必要であれば、それはその時点で判断をしたいと思っております。企業の設備投資そのものに補助を出すということはありません。

○議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

○20番（木村建一君） 公募に値する募集であったのか。ホームページにだけ出ましたので、その辺はどういうふうに考えていったのかお答え願いたいんですが。

○議長（飯田宣夫君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 結果として1社が応募していただき、それは内容的にも事業の業態としても大変好ましいものだと思っておりますけれども、しかし、伊豆市のやり方としては、公募をとるとするのは私は適切であろうと、それは企業誘致だけではなくて、いろいろな観点から公募という形をとることは適切であろうと思っております。

○議長（飯田宣夫君） 木村議員。

○20番（木村建一君） 木村です。

私は、先ほど前提というのは、私は、公募が云々ということは、ある意味で必要ないと思っているんです。利害関係一致すればいいじゃないのと、何でこの公募理由をこうやってお尋ねするかというと、何か失礼ですけども、何か急いでいるかなんかよくわからないんですけども、やっているのかなという形だけ、失礼ですけども形だけつくろうとしているのかなという懸念がされてしょうがない。なぜかということ、今言われた1週間、8日間ですよ、実質的には。先ほど言った日にちの短い期間の中で、そこで募集がなければ、また1カ月延ばすと、そうすると最初に飛びついたところはいいですよね、条件的には。たまたまこのお

菓子をつくっている会社が悪いとか云々じゃないですよ、私は。別にそういうところで来たという、応募してきたということに何らやぶさかじゃなく、それを批判するつもりはないんだけど、市の体制の問題として、1週間そこでたまたま見て企業が求めることと市が求めることが一致すれば、そこで、はい、いいですよと、こうなっちゃうんだけど、普通だったら1カ月とかの期間を置くわけじゃないですか。その中で応募してくださいといって、その中から市長も当然入るかどうかわからないんですけども、行政側のほうでいろいろな判断をしてここに決めましょうねということは、僕としては正しいと思うんですけども、今の今回やろうとしたこと、区切って、なければ次だ、なければ次だというのが公募の本来のあり方なのかなとクエスチョンになるもので、今後こういう形でやるのかという基準だつてやっぱりきちっとつくっていかないと、じゃ、ほかのところ、今後もこういう何か企業誘致すると1週間だけ定めて、なければ次々やっていくのかと、見ない企業にとってはひょっとしたら、ひょっとしたらですよ、もっと優秀な企業が利害関係が一致する企業が来るかもしれないじゃないですか。今度は別に、先ほど繰り返すけれども、東京ラスクよりもすばらしいところがだめだとか言うんじゃないんですけども、公募するなら公募するなりのやっぱりきちっとあり方というのがあるのかなと思うもので、もう一度お尋ねします。

○議長（飯田宣夫君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 私は、このようなやり方でこれからも続けていきたいと思っています。というのは、1つの基準をつくるのは楽なんです。これ市長も皆さんも楽です。それは、ほとんどの場合、私ほうまくいかないと思っています。それから、もう一つ、1つの基準にのっとりたくないのは、決心をして責任をとるために市長がいるわけです。二元代表制の中で皆さんは議事機関ですけども、市長というのは行政の責任者ですから、そこが余にも一律10%カットとか、一律こういう基準でということは、政府もやり過ぎているんですね、責任をとりたくないもんだから。私はそれをずっと見てきて、責任をとりたい、自分で決心をして責任をとりたいということで、市長に手を挙げさせていただいたわけでございます。これからも企業誘致はケース・バイ・ケースですので、その都度、多少基準がこの間と違うじゃないかということは起こるかもしれません。したがって、私が判断をしてお諮りをして、2つの民主主義の手続を経た上で、なるべく迅速に適正な企業誘致とか事業展開を進めさせていただきたいと思っておりますので、みんながこれにのっとりましたというような基準をつくるのが最優先ではないと思っております。

それで、仮にどこかこれからさらにいろいろな市有施設を使う場合、ある企業さんが来て、ぜひこれを使いたいから貸してくれと、こちらにとっても結構ですという場合があったとしても、やはりその社長さんに説明した上で公募はさせていただきます。もしその中で3日かもしれないし、1週間かもしれないし、3カ月かもしれないけれども、その中でさらにいい企業があったとすれば、それは社長さん申しわけありませんけれども、伊豆市もやはり財布が乏しいので変えることもありますということをやはり御理解いただいた上で、一定期間あ

まねく窓を広げるということはやるべきだろうと思いますし、それによって、もう我々が物すごくマイナスになっております訴訟による行政コストの負担、それからまちの活性化に対する足かせというものをやはり手続としてもそこは抑止をしていきたい。これは議員、何度も申し上げますけれども、こんな小さな行政機関で何件もの訴訟を抱え、よかれと思ったことが訴訟により意欲のある企業の活力をそいでいるということは、大変なもう何億円に相当するマイナスでございまして、そのようなことを公募すれば全部オーケーではありませんけれども、入札すべきところは入札、公募すべきところは公募、議会にお諮りするところは議会に御相談するという形をとって、しっかりした透明性ある行政手続は担保してまいりたいと思っております。

○議長（飯田宣夫君） 木村議員。

○20番（木村建一君） 最後に、がんじがらめの——がんじがらめというか、身動きできないような基準だと、今、市長が言われるようにそうなると思うんです。基礎というか、この柱というのはやっぱり企業誘致をやるに当たっても必要なのかなという感想めいたこと。それ、お答え結構です。

議会とマスコミとの関係でお尋ねします。10月30日付に新聞が、多分どこかで聞いたんでしょうね、当局からいろいろな話を聞いて、これ考え方をまず聞きます。これを読むと、本当にこういう条件だなというのが詳しく、きょうここでいただいた今度契約をするよと、正式にここで議決されればやるよという、その企業のここまではないんですけども、詳しく書かれて、ああ、そうか、こんな企業と結んだのかというようなことが、10月30日付の市、製菓業者に貸与方針ということがあったんです。通常我々議会側から考えると、同時発信ですよ。詳しい内容はここで言っているのは、11月1日の市議会臨時会に提出する減額貸付議案が可決されればこれが認められると、こういう書き方なんです。別に新聞社を批判するわけでない、新聞社というのはこういう性格のものですから。

ただ、市長として議会に提案する前に詳しくマスコミに、どこでだれがこういうふうには報道したか、中身をお知らせしたのかは別に問題にしませんけれども、基本的なあり方として、きょう初めてなのに、ここで読んだほうが、この議案書等が配られたときに、議案書よりもこっちの新聞報道が詳しいと、こっちじゃわからない。きょう来て、初めて概要説明書が載っていたから、ああ、そうかというようなことになる。そういう順番の問題等々、毎度毎度やっているんですけども、それについての見解をお伺いします。

○議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今回は、議案書を発送した、つまり皆さんに到着する前、発送した段階で2度も記者のほうから問い合わせがあったようで、それについて答えたところが記事になったというようなことだそうです。それで、行政のほうで執行部のほうで責任ある行政運営をしていく中で、どうしても記者さんも御存じのとおり毎日来ていますので、その中で問

い合わせがある。それをすぐ新聞にオーケーですよというのか、あるいは議会に説明するまで待ってくださいというのか、あるいはそれはやはり議会にお諮りすることはお諮りすることだけれども、市民に対する公表は公表で先行してやってもらうのか、なかなか判断が難しいところですけども、私どもとしてもなるべく大事な案件は議会にお諮りするまでは公表しない、あるいは情報が出て記事にするのはその日まで差し控えていただくようなことは基本的にやっているんですが、このようなことが出ておまして、時々起こりまして、私も本意ではないんですが、今回は議案書の発送のときに記者から問い合わせがあったように聞いております。

それで、答えるに及ばずということだったんですが、一般的なルールをつくれという、先ほどの議員の、これも大事なところですので補足させていただきたいのですが、今やっているところです。大変難しいのは、3月までには必ずつくりましますけれども、企業誘致ですから、外から伊豆市に入ってくるものについては優遇するわけですね。しかし、伊豆市の中に守りたい企業があるわけです。それが例えば出て行くときには、向こうで企業誘致があるわけですね。伊豆の国とか三島に行くときは優遇がある。だけれども、伊豆市の中で動くときには優遇措置がないわけです、企業誘致になりませんから。そこをどうするのか。市内にいる企業が拡大するときとか、移るときには、じゃ、優遇策ゼロでいいのか、あるいはもしそれをオーケーとすれば、じゃ、個々の旅館さんが拡大するときとか、旅館が動くときにはどうなるのかと、そこが従業員拡大するときにも、それも新規雇用であるところにあるのに1人50万円出すのか、いろいろやはり難しいところもございます。

ただ、難しいといって一般的な基準がないと、また全部個別に違うのかということになりますので、そこを今整理して3月までには、ある程度普遍的一般的なルールをつくれるように今作業をしているところでございますので、そちらは少しお待ちをいただきたいと思います。

○議長（飯田宣夫君） ほかに質疑はありますか。

19番、三須議員。

○19番（三須重治君） これは企業誘致のときに一つこれから考慮してもらいたい、また検討してもらいたいの、今回は公用地ですよ。民間のところへ来るときも、やはりその辺のところもどういうふうに対応していくかということもやはり相合わせて検討する必要があるんじゃないかと思っておりますので、その辺のところを少し市長の見解をいただきたい。

○議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員御指摘のとおりで、企業誘致の場合と、それからまだ私が着手できていませんけれども、ベッドタウン構想、住宅整備のときにやはり民間の土地を使わせていただくことが生じます。そのときに例えば市が一括借り上げて、工場であれ住宅地であれ、定借をつけて定期借地で50年やって、あるいはそこに環境を整えば、市が多少補助金も入れ

て、そして価格競争力をつけるということもこれからはあろうかと思えます。そのような場合には、当然いろいろなことが問題として派生し得ますので、したがって、そこはしっかりとルールをつくって、そのような場合を想定してしっかりしたルールをつくって、広く宅地整備等、企業誘致ができるように、そこで不透明感が起こらないように配慮して、民有地の活用についてもあわせて検討させていただきたいと考えています。

○議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（飯田宣夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田宣夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

反対討論の方ございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（飯田宣夫君） 閑議員。

〔9番 関 邦夫君登壇〕

○9番（関 邦夫君） 9番、関邦夫です。

議案第83号について賛成討論を行います。

伊豆市の賛同があれば企業進出をしたいとの申し込みを受け、経済建設委員会は釜石市にこの会社の工場視察に行ってきました。研修した工場は、新日鉄が撤退し、それに関係した多くの企業の空き建物ができ、それを借り受けて運営しているとのことでした。多くの人がきょう配られた概要説明に掲載されているように、清潔な環境の中できびきび働いているのを見まして、このような立派な企業を誘致できればいいなと実感いたしました。多くの自治体は、今、企業誘致に関してどこでも苦心しています。何億円援助するとか、税を減免するとかの好条件をつけています。

日本企業が外国に進出するのは、工場の立地や人件費に関し日本より有利ということで海外流出し、国内雇用が減少しています。今このような立派な会社が進出を希望してくれるのは、地元出身の方が郷土の現状を考慮してのことだと思えます。

ただ、問題は、この貸し付けが余りにも安いではないかということですが、30人、100人

の方の職場確保による経済効果は、例え安値であっても余りあるものがあります。今、景気のいい企業も将来はわかりませんので、10年の期限を切り、売却でなく貸せる方針は正しいと私は思います。

今までのように、議会の承諾もなく法的に問題がないと、解体費用を差し引いて売却しても解体しないで使用するとか、企業誘致の名のもとで安く販売し、転売が目的だったりするのでは、市民は翻弄されますし問題を残しています。

議案第83号は、地元の働き場のない現状を理解し、進出を申し込んでくださる企業をどのような条件で迎え入れるかの議案であり、安い値段で貸せるだけで何ら支援するわけではありません。したがって、何らの反対する理由はありません。企業誘致には、どの自治体も大変努力しています。今回の誘致は、競争入札等で決める問題でなく、双方の審議のもとで納得できる条件がそろえば全面協力して受け入れるべきだと考え、私は賛成討論といたします。

○議長（飯田宣夫君） ほかに討論ありますか。

森島議員。

〔4番 森島吉文君登壇〕

○4番（森島吉文君） 4番、森島吉文です。

議案第83号 財産の減額貸付けについて賛成の立場から討論させていただきます。

これは、現在使用されていない旧天城湯ヶ島支所を賃貸するもので企業誘致が進められ、それが実現される唯一の事例と考えます。賛成の理由として、1つ目、新規の地域雇用が見込めること、2つ目、事業の実施に際し、騒音、振動、臭気、排水、廃棄物等対策等、周辺環境が害されないこと、3つ目、製造される産品が地場産品として販売ができることなど、市内の関連事業者との共存による地域経済の活性化が見込めること、4つ目、製造直売により観光交流客の来場も見込め、同時に伊豆市の地場産品を販売し、伊豆市のPRにも貢献されること、5つ目、経営者が地元出身であり、成功してのUターンの唯一の事例であり、市民、若者にも夢を与えること、6つ目、現在年商17億円で法人税4,200万円を納め、会社の姿勢、理念、財産的基礎もしっかりしていること、7つ目、新たに会社を伊豆市に設立し、税金を伊豆市に納めること、以上に期待し、賛成するものであります。

賃貸は年額240万円との提案ですが、工場始動までの費用も多額の資金が必要と考えます。企業誘致、伊豆市の活性化の立場から積極的な優遇措置をもって応援すべきと考えます。平成12年、当該工場が岩手へ釜石工場設置の際には、釜石市の全面的な協力や企業誘致の補助、工場無償貸与、雇用者に対する市の助成補助など、手厚く受けたと聞いております。

今回、伊豆市では土地が賃貸であるため、静岡県地域産業立地事業に該当しないとのことですが、新規雇用事業の補助など、営業開始まで要綱などの検討をしていただき、未使用の土地建物など有効利用を中心とした地域活性化に向けた企業誘致を最優先事項として、各種制度の整備を早急に進められたいと思います。

以上により、本議案第83号の賛成討論とさせていただきます。

○議長（飯田宣夫君） 以上で討論を終了いたします。

これより議案第83号について採決をいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

ちょっと時間があれですけれども、やってしまいたいと思いますのでお願いいたします。

#### ◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田宣夫君） 日程第6、発議第7号 伊豆市議会の品位の保持に関する決議についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

14番、塩谷尚司議員。

〔14番 塩谷尚司君登壇〕

○14番（塩谷尚司君） 伊豆市議会の品位の保持に関する決議の提案理由を申し上げます。

今回の決議であります。森良雄議員にありましては、9月24日の本会議において暴力議員の議長さんと発言しています。また、その後もみずから発行する新聞折り込みやブログ、また街頭演説にて議員個人を中傷するような行為が行われていることが確認されました。

去る10月22日、飯田宣夫氏より議会運営委員会に対し、森良雄議員の言動や議員発行のチラシ等が目に余るものであるため、伊豆市議会として暴力につながるものは何もなかったことをしっかりと証明していただきたい。また、名誉回復の申し出並びに伊豆市議会においても自浄能力を発揮し、品格ある議会を構築すべく議員皆さんのお力を結集していただきたいとの申し出がありました。

このことを受け、去る10月25日開催された全員協議会において、まずは議長の暴力行為の有無を確認する必要があることから、事件当日、議場にいた他の議員の方々から状況の説明を伺いました。結果、議長の暴力につながるような行為はなかったことは、私を含め多数の議員さんが確認できたものであります。

しかるに、伊豆市議会において事実と反する内容の発信を続けている議員がいることは、大変に残念であるとともに、伊豆市議会の品位を傷つける行為であります。議員が懲罰の対象となるのは、本会義または委員会の開催中に限られ、休憩中や閉会中の事案については適用外となっております。かといって、議場外であれば議員が何をしても許させるというものではないと考えます。議員は市民の代表として市政に参加しておるわけでありますから、当然おのおのの言動には責任を持たなければなりません。森良雄議員のような事実確認がされていない状況に、みずから発行するチラシやブログあるいは街頭演説にて、議員個人や伊豆市議会を中傷するような行為は、真摯に慎んでいただくよう、またこのような行為が繰り返



返されないためにも、ここに伊豆市議会の品位の保持に関する決議を提案いたします。

伊豆市議会の品位の保持に関する決議。

地方議会は地方自治法の本旨に基づき、日本国憲法で定められた議事機関であります。議員は、言論の府たる議会においても、何もかも自由勝手に発言できるものではなく、議会の秩序を守るべき職責を負うことは言うまでもありません。

しかるに、平成22年9月定例会において、一部の議員から不穏当な発言があり、その発言に関する本旨の説明及び謝罪を拒んだことは、議事の停滞を招くとともに、市民に議会議員の品位について疑惑を与える結果をもたらすものである。また、事実確認がされないまま議員が発行する新聞折込やインターネットのブログにて議長に対する誹謗中傷記事を掲載することは、議会並びに議長に対し著しく名誉と権威を傷つけることとなったことは、甚だ遺憾に堪えないところであり、常に議員の身分を持つものとしての責任ある行動と反省を求めるとともに、議員及び議会の名誉回復に向け、最善の努力をされるように強く要望するものである。

よって、本市議会は、議員各位の発言や行動にあつては、地方自治法第132条及び伊豆市議会会議規則第144条の規定の精神を遵守し、自らの襟を正すと同時に、議会の品位と権威を保持することを強く決意するものである。

以上決議する。

皆さんの賛同をお願いいたします。

○議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

12番、森議員。

○12番（森 良雄君） 12番、森です。

はっきり言わせてもらって事実誤認だ、これ。私の森よしおニュースもブログも、事実に基づいて記載されているんです。全協でいろいろ討議されたというんだけど、杉山誠さん、あなたそこから見えるんですか、見たと言ったんですけれども。あなたが見えるのは、西島信也さんの背中じゃないんですか。はっきりしているのは、木村議員の見たという、さわったというんですね。ほんのわずかだと。ほんのわずかでもさわられれば痛いんですよ。飯田宣夫君、君はさわったんでしょう。通常の運動行為で、相手側にさわるといふことは考えられるんですか。うそをついているのは君だ。ほかの議員さんもそうだ。想定で皆さん考えているだけじゃないですか。このような想定のもとのこの決議文なんていうのは、荒唐無稽だ。何のやっているんですか、皆さん。よろしいんですか。これから新しい事実も出てくるかもしれないですよ。こんなんで、よくもその事実と反するなんて言っていますね。もっとしっかり事実確認しなさいよ。

○議長（飯田宣夫君） ほかに質疑はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山 誠君） 今回、決議が提案されたのが塩谷議員なんですけれども、決議の対象となっているのが森議員ですので、森議員に対して質問を行いたいと思うんですけれども、許可をいただきたいんですけれども。

○議長（飯田宣夫君） 一応議案に関してのことで、個人的なことはこの場では……

○7番（杉山 誠君） 議案の内容を25日の全協で討議されたんですけれども、まだ確認できないことがありますので、今回の、本会議ですのでここははっきりさせてから判断をしたいと思います。

○議長（飯田宣夫君） それは動議として受けたいと思いますけれども、よろしいですか。皆さんに確認とりますけれども。

○7番（杉山 誠君） はい。

森議員の主張はあります。ただ、状況判断として、この狭い議場の中で多くの議員がその暴力行為を確認できていない、そんな中で、一方的な主張をされているわけなんですけれども、その中で……

[発言する人あり]

○7番（杉山 誠君） 動議の内容を今……

[発言する人あり]

○7番（杉山 誠君） それで確認したいことは、森議員に対して、暴力行為が行われたということは、この議会の中で議場の中で行われたということは、大変に重要な問題です。それは、なぜ2日後のブログに載ったのか、その場でなぜ訴えなかったのか、その辺のところは森議員のお答えがありませんでしたので、それが不思議でならないということで、その辺の確認をしたいんですけれども、いかがでしょうか。その動議を出したいと思うんですけれども。

○議長（飯田宣夫君） ただいま杉山誠議員から出されました動議に対して、支持をされる方の挙手をお願いいたします。

[挙手多数]

○議長（飯田宣夫君） 挙手多数。

よって、ただいまの杉山議員の動議に対してこれを許可したいと思います。それに賛成する皆様方は挙手を。

[発言する人あり]

○議長（飯田宣夫君） ただいまの杉山議員の動議を認める方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（飯田宣夫君） それでは、ただいまの杉山誠議員の質問に対して森議員の答弁を求めます。

12番、森議員。

○12番（森 良雄君） 全員協議会で言ったでしょう、事実を。そうしたら、こんな質問をする必要ないじゃないですか。要は君は見えていないんだよ。それだけだよ。

○議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

○7番（杉山 誠君） 見たということは、私たちここから見えます、事実。ただ、森議員がこの重要な案件に対して、その場でなぜ訴えなかったのか、その1点が余りにも不可解なものですから、ここで改めて質問させていただきました。その点についてお答えをいただきたいんですけども。

〔発言する人あり〕

○議長（飯田宣夫君） まだ指していませんから。

○12番（森 良雄君） 指していないの、答えないぞ、そんなこと言ったら。

○議長（飯田宣夫君） 当然暴力行為があったら、当然やられた方はその場ですぐに判断して訴えるか何かするというのが、これは常識ですので、その辺につきましてははっきりと答弁を願いたいと思います。

森議員。

○12番（森 良雄君） そんな常識は君だけだよ、いつ答えるかなんて。あなたのことを言ったら、じゃこれはどうなんですか、森よしおニュースは。その日に号外でも発行しろというの。そんなことはないですよ、あんた。そっちだってどんな記事を書くかなんていうのは、ちゃんと毎日決まっているんだよ。一々君の思いどおりになんか書けないよ。くだらない質問するなよ。

○議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

○7番（杉山 誠君） じゃ、確認いたします。暴力行為をその場で訴えなかったということは、次の翌々日ですよ、ブログに出されたのが。余りにも森議員の事実認識が、みずからにとっても不明確なものであったということを今証明したような答弁だと思うんですけども、以上で質問を終わります。

○議長（飯田宣夫君） ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（飯田宣夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田宣夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「反対討論」と言う人あり〕

○議長（飯田宣夫君） 森議員だけですか、討論は。

〔発言する人あり〕

○議長（飯田宣夫君） はいはい、わかりました。

じゃ、反対討論を先に行います。

12番、森議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

○12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

伊豆市議会の品位の保持に関する決議、反対討論をさせていただきます。

要は品位の保持そのものについては、確かに立派な問題ですけども、事実認識に欠けているんです。加害者の話は、皆さん丸飲みじゃないですか、これ。木村建一さんは見たと言っているんですよ。見ていないという議員もいるけれども。さわったって言うんですよ。相手に攻撃しておいて、さわられたほうは衝撃を受けるんです。相手に何のためにさわったり、ほんのわずかだと言われるような衝撃を与えるんですか。これはもう最初から攻撃するという意思があっていたんですよ。皆さんは、それを無視するんですか。杉山誠君、君は見たと言うけれども、見えるのは私の背中しかないんじゃないですか。内田勝行君、暴力とは殴る、けるだと、殴る、けるの大きさに君は判断するんですか。ちょっとでも殴る行為があれば、それは暴力なんだ。実際問題として、すぐそばでさわったのを見た人がいるわけだ。皆さんは、状況判断だけでこういうことを勝手にするんですか。私は、未来永劫これからも暴力議員という烙印を押しますよ。ましてや、それを否定しているのはうそつきだ。これこそ議会の品格に欠ける。塩谷議員、君はこれを提案したんだよ。しっかり事実確認をしなさい。私は痛みを感じているんだよ。あなた無視しますか、それを。うなずいているだけで、わからんでしょう。本人の否定だけしか聞いていないじゃないか。それで、こんな皆さんの議会の品格とか議員の品格とか保持できるんですか。こんないい加減な決議をする伊豆市議会なんですか。私は、到底このようなものを認めるわけにはいきません。

反対討論を終わります。

○議長（飯田宣夫君） ほかに討論はありますか。

20番、木村議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 木村建一です。

伊豆市議会の品位の保持に関する決議について賛成討論を行いたいと思います。

今、動議が出された中でいろいろと私の名前も出て、今、森議員から反対討論の中で私の名前が出ました。そういう関係もありますので、自分自身のこの決議に関する考え方を賛成という立場でしっかりと述べていきたいと思います。

まず、最初に感じるのは、こういう品位を保とうじゃないかということを出さざるを得ないような伊豆市議会では本当に私は残念ですね。極めて残念至極であります。

もう1点、暴力行為、精神的な圧力等々も広い意味で暴力行為と言われておりますけれども、いわゆる議長というのは、我々議会のトップにいる方、代表者です、議会の代表者。その方が暴力を振るったというところが、今、森議員から言われました。そのまま黙って見過ごすようでは、伊豆市議会の本来の果たす役割これでいいのかどうか、もし議長が暴力を振るったというならば、それをあなたたち議員はそのまま放置しておくのかという疑問が当然市民の中から投げかけられることは明らかであります。したがって、こういう決議を私は賛成するという立場です。別に個人攻撃かどうのこのこのという立場ではありません。議会のあるべき姿、どうあるべきかということが本当に私は、今、市民に問われていると思うから賛成するものです。

具体的な事柄について触れたいと思います。

唯一、私、木村が何か暴力行為を認めたような発言をされましたが、私は、全協のときにも触れましたが、全協というのは打ち合わせ機関ですから、ここで正式に述べていきたいと思うんですけども、さわったとかちょっと触れたというのは、森議員は何をさわったのかということは一言も常に触れない。ブログの中でも一言も書かない。私がああ全協の折言ったのは、たまたま丸めていた紙で――インターネット中継を見られている市民の方もいらっしゃるから、動作を交えて討論にしたいと思うんですけども、この紙の1枚です。それを丸めてたまたまこういう行為をやった。それが今、森議員は口をあけて笑っていますけれども、これが暴力だと言うんですね。私が見た、さわったというのは、そのことを言っているわけ、たまたま近くにいた。言いたくはなかったんですが、言わざるを得ません。それによって、私は衝撃を与えられたんだということですね。それから、いろいろな報道等の中を見ますと、暴力行為に出ようとしたから、私はとっさによけたと言っていました。でも、私はその場所にいましたけれども、ちょうど中においてやめなさいよという話はしました。やるならやってみると胸を突き出したのは、一体全体どなたでしょうか。言わなくても、おのずと明らかだと私は思います。これ以上言いません。

そして、自分が思い込むということ、これを世間一般ではでっち上げというんです。私は、森議員が本当に暴力行為を受けたと言うならば、その内容をしっかりと明らかにすること、ただ単に暴力行為、暴力行為という言葉だけをどんどん膨らませて言うのではなくて、具体的こういう暴力を受けたんだと、中身が全くなくて、あらゆるところで暴力暴力と言う。それはもう少し本当に事実でないというならば、正確にどういう暴力を受けたのかという内容まで含めて反論すべきではないでしょうか。今の反対討論の中でも、ただ単に暴力、私がさわったとかなんかと全協で言ったのは、何をもってさわったのかと一言も言わない。げんこつでこうやってさわったですよ。確かにげんこつで胸を少したたけば、これは暴力行為というふうに取り取るでしょう、威圧も受けるでしょう。その辺の判断基準というのは当然あ

るでしょう。

最後に、それだけ暴力議長と言うならば、周りでわあわあ言うのではなくて、みずからが暴力行為を受けたならば、きちっとした議会のモラルを確立しようじゃないかということで、議会運営委員長に申し入れるとか、また議長がやっているわけですから、議長に申し入れるわけにいかない。副議長にきちっと申し入れて、モラルを守っていいんじゃないかと、こんな暴力議長をこのまま置いていいのかということや、きちっとしたルールで私はやるべきなのに、このことは一つもやらない。言って悪いんですが、外野でわあわあ騒ぐだけ、本来の議員としてのあるべき姿、議員がやるべき行動というのは、しっかりと自分がそういう被害を受けたならば、モラルを守ろうということやルールにのっとって会議を開いてもらうなり、ということややるべきではないでしょうか。それなしに、ただ暴力行為があったんだ、あったんだと言う。

ということで、いかにも市民が、何か殴ったのかという思わせぶりなようなことを私はやるべきではないというふうに思っています。本当に我々議会というのは、議員というのは、事実に基づいてしっかりとやるべきことではないでしょうか。

〔「そうだ」と言う人あり〕

○20番（木村建一君） そうだと言っていますので、そうであるならば、どんな暴力を受けたのかしっかりと話してこそ、初めて事実は明らかになる。言葉だけで、暴力という言葉だけで私は反論するというのが本当に正しいのかなと思っています。今後、私たち、ただ単に1人の問題じゃなくて、全議員として、ただ単に今回の問題じゃなくて、議会が議員が本来住民の代表として何をなすべきなのか、その根本をしっかりとやっぱり踏まえながら、今、議会改革が行われておりますけれども、そのことを全部ひっくるめて、ぜひとも本当に市民から信頼される議員に発展させていきたいというふうに思っていますので、皆さんの賛同を心からお願いして、賛成討論を終わります。

○議長（飯田宣夫君） ほかに討論ありますか。

13番、古見梅子議員。

〔13番 古見梅子君登壇〕

○13番（古見梅子君） 暴力行為についてあったかなかったかというのは、もうイタチごっこだと思えます。議長が例えばやったかやらなかったかじゃなくて、そういう行動までさせなきゃならなかったもとというのは、こちら側にもあるんですよね、受けるほう側にも。じゃありませんか。何でもないので、その格好するわけないと思えます。ですから、どっちがいいとか悪いでなくて、我々議員は、県の石川県知事、前知事が富国有徳という徳があるという有徳という言葉や、四、五日前に現県知事が有徳の人でなければならぬと書いてあった。これはどういうことかなと思ったら、やはり人のために尽くす、これが有徳の人であるとありました。我々は、伊豆市民のみんなの幸せを考えて、行政のここに立たせていただいているわけですね。それが、怒らせたもともと自分にあるし、怒ったほうも両方も悪かつ

たと思うんですよ。だから、このことはモラルを守る、今、木村議員がおっしゃったようにモラルを守る、品位を保持するということは当たり前のことだと思います。そのために、ここにあるように、常に議員の身分を持つ者としての責任ある行動と反省を求めるとともに、最善の努力をされるよう強く要望するということは全く同感でありますので、賛成討論いたします。

○議長（飯田宣夫君） ほかに討論ありますか。

室野議員。

〔15番 室野英子君登壇〕

○15番（室野英子君） 15番、室野英子です。

地方議会は、地方自治法に基づき民主的に行われなければならないと考えています。某議員においては、定期的に発行する新聞折り込みにより、自分の思うがままの主張をしています。活字になると、例え事実と違うことで違う報道であっても、読んだ市民は何割かは信じてしまうということがあるのは、世間一般、皆さんよく御承知のことだと思います。マスコミでもそのような報道で被害を受けている方が多いことも周知のことです。

こういう場合、書かれた方は、すぐに抗弁する手段を持っていないということをして、それをいいことにして、その定期的な報道が継続しています。それは伊豆市民にとって間違った報道であり、一方的な報道であり、ためにならないと思います。ですから、反省を求めるとともに、品位を保持する決議に賛成いたします。

以上です。

○議長（飯田宣夫君） ほかに討論ありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（飯田宣夫君） 以上で討論を終了します。

これより発議第7号 伊豆市議会の品位の保持に関する決議についてを採決いたします。  
本案について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、発議第7号は原案のとおり決議されました。

ここでお昼の休憩をとりたいと思います。13時再開いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

○副議長（鍵山堅一君） それでは、休憩を閉じ議会を再開いたします。

◎日程の追加

○副議長（鍵山堅一君） ただいま、議長、飯田宣夫議員から議長の辞職願が提出されました。  
お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（鍵山堅一君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定いたしました。

### ◎議長辞職の件

○副議長（鍵山堅一君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって飯田宣夫議員の退場を求めます。

〔18番 飯田宣夫君退場〕

○副議長（鍵山堅一君） それでは、職員に辞表願を朗読させます。

○議会事務局長（久保田義光君） それでは、朗読いたします。

平成22年11月1日、伊豆市議会副議長、鍵山堅一様。

伊豆市議会議長、飯田宣夫。

辞職願。

私事、このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（鍵山堅一君） お諮りします。

飯田宣夫議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（鍵山堅一君） 異議なしと認めます。

よって、飯田宣夫議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

飯田宣夫議員の入場を許可します。

〔18番 飯田宣夫君入場〕

○副議長（鍵山堅一君） ここで前議長、飯田宣夫議員から発言を求められておりますので、これを許します。

飯田前議長、一言ごあいさつお願いします。

〔18番 飯田宣夫君登壇〕

○18番（飯田宣夫君） 皆さん、こんにちは。

このたび2年間、大変お世話になりましたけれども、何とか議長職を務めさせていただきました。これもひとえに皆様方の御協力のおかげと心より感謝申し上げます。

今後とも一議員として伊豆市の発展に何らかの形で寄与していきたいというふうに考えて



おりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。今まで2年間ありがとうございました。（拍手）

○副議長（鍵山堅一君） 飯田前議長、御苦勞さまでした。

#### ◎日程の追加

○副議長（鍵山堅一君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（鍵山堅一君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

#### ◎議長の選挙

○副議長（鍵山堅一君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（鍵山堅一君） ただいまの出席議員数は20人です。

投票用紙を配ります。

投票は単記無記名でお願いします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（鍵山堅一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（鍵山堅一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（鍵山堅一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

会議規則第29条では、職員の点呼に応じて順次投票することになっておりますが、投票に支障がないと思われまますので、議席番号順に1番議員から、順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○副議長（鍵山堅一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（鍵山堅一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番、稲葉紀男議員及び4番、森島吉文議員を指名いたします。

稲葉議員、森島議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（鍵山堅一君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20票

そのうち、有効投票 20票

無効投票 0票

有効投票のうち、杉山羌央議員 12票

三須重治議員 8票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。

よって、杉山羌央議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（鍵山堅一君） ただいま議長に当選されました杉山羌央議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条2項の規定により当選の告知をいたします。

杉山羌央議員、議長当選の承諾及び就任のあいさつをお願いいたします。

〔議長 杉山羌央君登壇〕

○議長（杉山羌央君） ただいま皆さんから御推挙をいただきまして議長という大役を仰せつかりました。微力ではありますが、議会の公正とともに行政とともに両輪のごとく、伊豆市がもっともつとよくなるように努力をしたいと思っておりますので、皆様の絶大なる御協力をお願いいたしまして、私の就任のあいさつとさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。（拍手）

○副議長（鍵山堅一君） 新議長、ありがとうございます。

それでは、杉山羌央議長、議長席にお着き願います。

交代します。

○議長（杉山羌央君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時20分

○議長（杉山羌央君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

#### ◎日程の追加

○議長（杉山羌央君） ただいま副議長、鍵山堅一議員から副議長の辞職願が提出されました。ここでお諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3とし日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、議題とすることに決定いたしました。

#### ◎副議長辞職の件

○議長（杉山羌央君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって鍵山堅一議員の退場を求めます。

〔17番 鍵山堅一君退場〕

○議長（杉山羌央君） 職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（久保田義光君） それでは、朗読いたします。

平成22年11月1日、伊豆市議会議長、杉山羌央様。

伊豆市議会副議長、鍵山堅一。

辞職願。

私事、このたび一身上の都合により副議長職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） お諮りいたします。

鍵山堅一議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 異議なしと認めます。

したがって、鍵山堅一議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

鍵山堅一議員の入場を許可します。

〔17番 鍵山堅一君入場〕

○議長（杉山羌央君） ここで前副議長、鍵山堅一議員から発言を求められておりますので、これを許します。

ごあいさつをお願いいたします。

〔17番 鍵山堅一君登壇〕

○17番（鍵山堅一君） この2年間、副議長として議長の補佐役として何とか補佐を務めてこられたかなど、自分ではそう思っております。これも、ここにおられます皆様方の協力とまた御支援があったからと確信をしております。

2年間、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（杉山羌央君） 鍵山堅一副議長、大変御苦勞さまでございました。

#### ◎日程の追加

○議長（杉山羌央君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

#### ◎副議長の選挙

○議長（杉山羌央君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（杉山羌央君） ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配ります。

投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（杉山羌央君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（杉山羌央君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

会議規則第29条では、職員の点呼に応じて順次投票することになっておりますが、投票に支障がないと思われめますので、議席番号順に1番議員から、順次投票を願います。

〔投票〕

○議長（杉山羌央君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に5番、松本覺議員及び6番、西島信也議員を指名いたします。

松本議員、西島議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（杉山羌央君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20票

そのうち、有効投票 18票

無効投票 2票

有効投票のうち、大川 孝議員 11票

飯田正志議員 5票

三須重治議員 2票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。

したがって、大川孝議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（杉山羌央君） ただいま副議長に当選されました大川孝議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

大川孝議員、副議長当選承諾及びあいさつをお願いいたします。

〔副議長 大川 孝君登壇〕

○副議長（大川 孝君） 一言ごあいさつを申し上げます。

このたび皆様の御推挙によりまして副議長を拝命し、その責任に身の引き締まる思いでおります。国内外の幾多の解決を求められております問題も山積しておりますが、市民の期待も我々議会に対しまして大いに増大しておると思っております。

議会運営につきましては、大変未熟ではございますが、今までの議員体験を通しまして誠実に真摯に努力をし、伊豆市の議会並びに伊豆市発展のために努力をしまいたいと思っております。

また、議長を補佐し、皆様方のさらなる御指導と御協力をお願い申し上げ、ごあいさつにさせていただきます。（拍手）

○議長（杉山羌央君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 2時06分

○議長（杉山羌央君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎常任委員会委員の選任について

○議長（杉山羌央君） 日程第7、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員会条例第3条による任期満了に伴う常任委員の選任については、同条例第7条第1項の規定により議長において指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 異議なしと認めます。

お手元に配付した名簿のとおり指名いたします。職員に朗読させます。

○議会事務局長（久保田義光君） それでは、発表します。

総務教育委員会、鈴木初司議員、室野英子議員、松本覺議員、飯田正志議員、西島信也議員、大川孝議員、内田勝行議員、7人です。

福祉環境委員会、梅原泰嗣議員、杉山羌央議員、関邦夫議員、飯田宣夫議員、古見梅子議員、木村建一議員、6人です。

経済建設委員会、稲葉紀男議員、塩谷尚司議員、森島古文議員、鍵山堅一議員、杉山誠議員、三須重治議員、森良雄議員、7人です。

以上であります。

○議長（杉山羌央君） ただいま指名しました議員を各常任委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任いたしました各常任委員は、休憩中、それぞれ委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、速やかに委員会構成を終了し、委員会条例第8条第7項の規定により報告願います。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時32分

○議長（杉山羌央君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎各常任委員会正副委員長互選結果の報告

○議長（杉山羌央君） 休憩中、各委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（久保田義光君） それでは、報告いたします。

総務教育委員会委員長、内田勝行議員、副委員長、松本覚議員。  
福祉環境委員会委員長、古見梅子議員、副委員長、関邦夫議員。  
経済建設委員会委員長、塩谷尚司議員、副委員長、稲葉紀男議員。  
以上でございます。

#### ◎議会運営委員会委員及び議会報編集特別委員会委員の選任について

○議長（杉山羌央君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任について及び日程第9、議会報編集特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員会条例第3条による任期満了に伴う議会運営委員会の委員の選任及び議会報編集特別委員の選任については、同条例第7条第1項の規定により議長において指名したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 異議なしと認めます。

お手元に配付した名簿のとおり指名いたします。

職員に朗読させます。

○議会事務局長（久保田義光君） それでは、発表いたします。

議会運営委員会委員、大川孝議員、飯田正志議員、塩谷尚司議員、内田勝行議員、杉山誠議員、木村建一議員、古見梅子議員。

以上でございます。

議会報編集特別委員会委員、杉山誠議員、梅原泰嗣議員、鍵山堅一議員、関邦夫議員、室野英子議員、飯田正志議員。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） ただいま指名いたしました議員を議会運営委員会委員及び議会報編集特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任いたしました各委員は、休憩中、それぞれ委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、速やかに委員会構成を終了し、委員会条例第8条第2項の規定により報告願います。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時46分

○議長（杉山羌央君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議会運営委員会正副委員長及び議会報編集特別委員会正副委員長互選

結果の報告

○議長（杉山羌央君） 休憩中、各委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、事務局長に報告させます。

○事務局長（久保田義光君） それでは、報告いたします。

議会運営委員会委員長、飯田正志議員、副委員長、杉山誠議員。

議会報編集特別委員会委員長、室野英子議員、副委員長、梅原泰嗣議員。

以上でございます。

◎一部事務組合議会議員の選挙

○議長（杉山羌央君） 日程第10、一部事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

これより一部事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

田方地区消防組合議会議員、鈴木初司議員、室野英子議員、松本覺議員、以上3名です。

次に、伊豆市沼津市衛生施設組合議会議員には、梅原泰嗣議員、飯田宣夫議員、関邦夫議員、木村建一議員、以上です。皆様を指名いたします。

なお、駿豆学園管理組合議会議員は、議員の中から選挙することになっておりますが、従来から議長の職にある者が選出する例となっております。私、杉山羌央が当たります。

よって、ただいま指名いたしました議員が当選されました。

各一部事務組合議会議員に当選されました方々が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。



◎閉会宣告

○議長（杉山羌央君） 以上で、本臨時会に付託されました案件はすべて終了いたしました。  
これにて平成22年第1回伊豆市議会臨時会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

閉会 午後 2時50分